

## 《補助制度のあらまし》

この制度は、日常生活で利用されている私道等で排水・舗装等の未整備地域（再整備を含め）において環境改善のため、地元の団体（町会・自治会・組合等）が自主的に整備される場合、市がこの整備工事に要する費用の一部を補助するものです。

### 1. 対象工事の補助率等

#### ① 対象となる工事

道路整備工事	.....	┌ ├ └	・私道は工事費の65% ・公共性の高い私道は工事費の80% ・公道の排水工事は90%、道路整備工事は80%
排水工事	.....		

② 上記工事に伴う地下埋設物等（ガス、水道）の移設費についても、補助の対象になります。

③ 排水工事により新設する管径250mm以上の排水施設は、市に帰属していただきますが、排水管及び人孔二次製品を支給します。

④ 各家庭の宅内枿から排水管、側溝への取付工事や道路と宅地との段差解消工事などの費用は個人負担となります。

### 2. 補助等の対象道路

次に掲げる全ての要件を備えていることが条件になります。

- ① 建築基準法に規定する道路で、すでに日常一般の交通の用に供されている。
- ② 築造後5年以上経過している道路であり、流末排水の処理に支障がない。
- ③ この道路を2戸以上の住宅が利用している。
- ④ 専ら宿舎、事務所等の用に供する道路でない。

### 3. 公共性の高い私道

前記の補助対象道路の私道であり、次に掲げる要件を備え、市長が認める道路。

- ① 両端が公道に接している道路、又は公共施設と公道を結ぶ道路で、不特定多数の人の利用されている道路。
- ② 日頃より地区外からの通過交通があり、道路の幅が概ね4m確保されている道路。

### 4. 補助事業の申し込み

事業の実施にあたり、まず皆さんが、この整備は地元が主体となって施行するという認識をもち“なにをどのように進めるのか”そして“この整備費用の地元負担額をどうするのか”等を充分話し合いをして下さい。

また、整備にあたり、全ての工事が補助対象になるわけではありません。市と事前相談をしたうえで、補助事業の申し込みをしてください。

市では、立ち合いのうえ現地を確認し、技術的な指導や協議をおこないながら、基本的な整備内容を確認します。

### 5. 工事業者の選定

環境整備事業は、公共工事に準じて施工するため、施工業者は、市の「入札参加資格業者」である地元の業者等を選定していただくことを原則としています。

### 6. 概算工事費の確認

事業を進めるうえで“どれ位の工事費用がかかるのか”が一番の関心事となります。概算工事を確認する場合には、事前に地元団体と市で立ち会いをおこない、基本的な整備方針を決めたうえで、地元団体から上記の業者に概算見積を依頼することになります。

この結果に基づき、地元団体の負担する相当額をどうするのか、資金計画を立てる必要があります。

### 7. 補助金対象工事費

補助制度の工事費は、市の技術基準、詳細な測量等を踏まえた業者の見積額としますが、市では見積内容について公共工事と同様の積算をおこないます。見積額が市の積算額以下であると確認したものが補助制度の工事費となります。

なお、見積額が市の積算額を超える場合、業者への指導及び打合せをおこないます。

### 8. 補助金の申請

事業化の方針が決定されましたら、正式に地元団体において、役員を選出、事業内容、資金計画など重要な事項について決定することになります。

以上のことが整い、市に補助金交付申請をする前段で、後々の紛争を防止するために、関係土地所有者から工事及び土地占用について承諾（工事承諾書、占用承諾書）を得ることが重要です。

また、事業の実施にあたり、団体資金の確認及び補助金の振込のため、団体専用の預金口座が必要となります。（郵便局の口座は、振込用口座番号に変更手続きを行うことにより可能。）

### 9. 工事の契約

補助金の交付申請手続きが完了し、市から補助金等の交付決定通知を受けてから、地元団体と業者とで工事請負契約を締結し、着工することになります。

この事業は、あくまで地元の皆さんが主体となって行うものであり、事業に係わる一切の紛争処理は団体で責任をもって対処していただきます。

慣れない事のため、煩わしいことかも知れませんが、以上の準備が肝心です。

※ “環境整備事業の申し込みから補助金までの流れ” は別紙のとおりです。

お問い合わせ 船橋市役所 下水道河川管理課 維持第三係  
電話番号 047(436)2623